

議案第 4 2 号

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小松島市条例第 9 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

小松島市長 中 山 俊 雄

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小松島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の125」とする。

第25条第1項後段中「この場合において」を「ただし、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と」に、「給与条例第20条」を「同条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和3年12月に小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号。以下「職員給与条例」という。）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の任命権者が定める者について令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条及び第25条の規定（これらの規定において準用する職員給与条例第20条の規定を小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）第16条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、職員給与条例の適用を受ける者その他の任命権者が定める者との権衡を考慮して任命権者が定める額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。